

令和2年度 岩手県立沼宮内高等学校 部活動に係る活動方針

高等学校において、部活動は生徒の主体的で多様な学びの場であり、協働して学ぶ力やコミュニケーションの力を育み、たくましく生きる力を身につけるうえで教育的意義が極めて高い。その一方で、成長期にある生徒が運動や休養・睡眠のバランスのとれた健康的な生活を送り、知・徳・体の調和した人間の形成に資するものでなければならない。その目的を達成するため、本校では以下のような方針を定める。

1. 活動時間・休養日等について

- (1) 平日（月曜日～金曜日）の活動時間は、16時45分までとする。
ただし「部活動時間延長願」で許可を受けた場合は、18時00分までとする。
さらに活動時間の延長を希望する場合は、特別許可を受けるものとする。
- (2) 土曜・日曜・祝日 「土・日・祝の部活動願」で許可を受け、4時間程度の活動時間とする。
- (3) 定期考查1週間前から考查終了まで放課後の部活動を禁止する。
ただし特別な事情により、活動を必要とする場合は許可を得て17時00分までとする。
- (4) 長期休業中 顧問を通じ、あらかじめ計画書を提出して許可を得る。
合宿規定については別に定める。
- (5) 休養日 週1日以上の休養日を設ける。（休養日は部毎に決定。）
大会等のため、設定した休養日に活動する場合には、代替日を確保する。
年間平均で週当たり2日以上の休養日の設定に努める。

2. 指導・運営・安全確保に係る体制について

- (1) 部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出するとともに、当該部の生徒・保護者への情報提供を行う。
- (2) 日常の部活動について 部顧問が監督することを原則とする。
- (3) 長期休業中の部活動について 監督には原則として、部顧問があたる。
部顧問が監督できない場合は、当直職員が部顧問の依頼を受け、代行することができる。

3. 適切な指導について

- (1) 生徒の自主的・自発的な活動を尊重し、コミュニケーションの充実をはかる。
- (2) 教職員が部活動の教育的意義を認識し、体罰・暴言、ハラスメントの根絶を徹底する。
- (3) 部活動に係る技術的な指導のため外部指導者等の協力を得る。
- (4) 生徒の健康面に十分な配慮をし、熱中症事故・スポーツ障害・外傷の予防に努める。
- (5) 全校生徒が、救急救命講習を受講し、救命についての知識と技術を習得して緊急事態に対応するとともに、日常生活に生かす。
- (6) 学校外のスポーツ活動や文化的活動等に取り組む生徒に配慮する。